

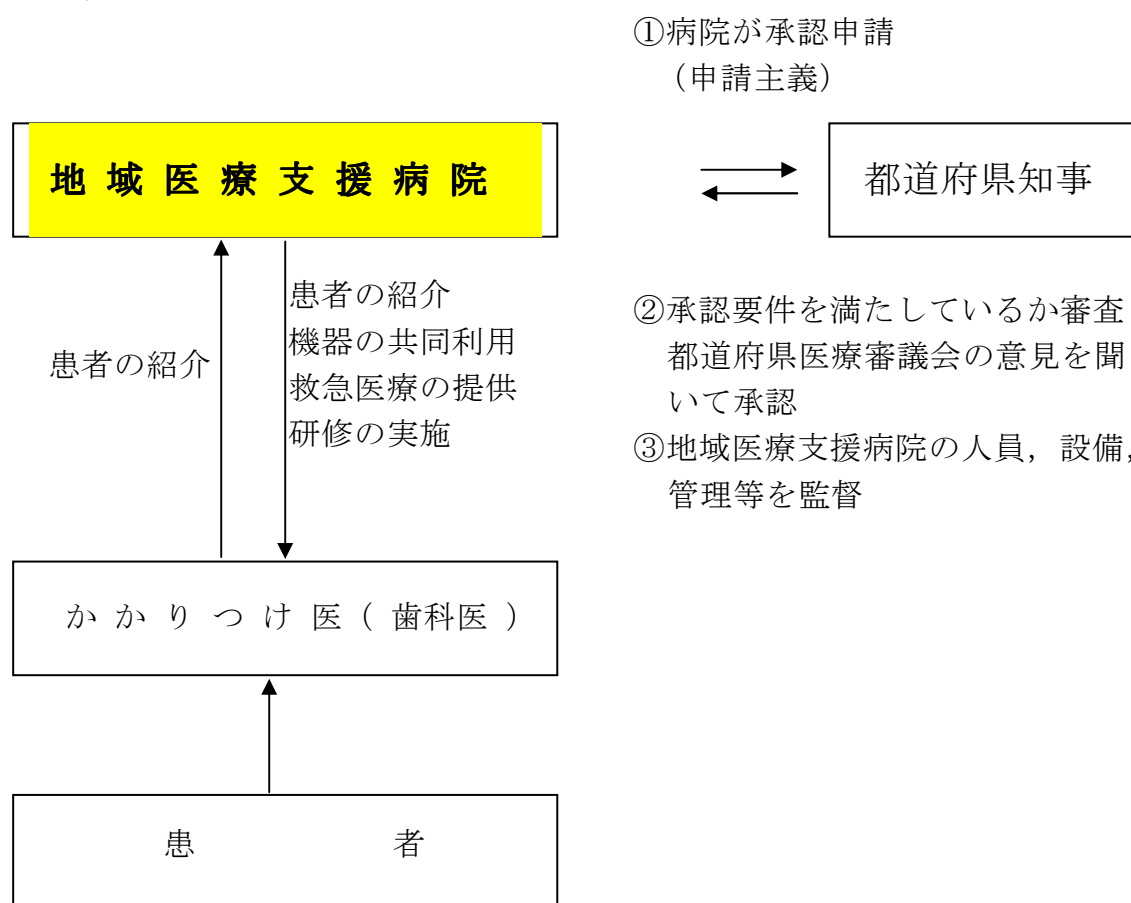
地域医療支援病院について

1 趣旨

地域医療の充実を図り，効率的な医療提供体制を確立する上で，医療機関相互の適切な機能分担を図るとともに，その機能連携を進めることが重要である。

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から，かかりつけ医，かかりつけ歯科医等が第一線の地域医療を担い，これらへの支援を通じて地域医療の確保を図る病院として地域医療支援病院を医療法上位置づける。

2 制度の仕組み



（注）一般の医療機関の紹介による受診が原則

- ①一般の医療機関の医師，歯科医師は，必要に応じ患者を紹介
- ②地域医療支援病院は，紹介を受けた患者に対し，医療を提供
- ③地域医療支援病院は，必要な医療を提供した患者に対し，その病状に応じ，当該紹介を行った医療機関等適切な医療機関を紹介し，その後の医療を確保

3 地域医療支援病院の主な承認要件

- ① 他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供及び他の医療機関への患者の紹介
- ② 病床，高額医療機器等の共同利用
- ③ 救急医療の提供
- ④ 地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施
- ⑤ 原則 200 床以上
- ⑥ 必要な要件を満たした構造設備を有する

4 地域医療支援病院の実施すべき事項

- ① 他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供
- ② 地域の医師等による病床や高額医療機器等の共同利用の実施
- ③ 救急医療の提供
- ④ 地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施
- ⑤ 診療に関する諸記録等の体系的な管理
- ⑥ 患者を紹介しようとする他の医療機関の医師等に対する情報提供
- ⑦ その他厚生労働省令で定める事項
- ⑧ 在宅医療の提供の推進に関し必要な支援
 - ・ 在宅医療の提供者間の連携の緊密化のための支援
 - ・ 患者又は地域の医療提供施設に対する在宅医療の提供者に関する情報提供等

5 紹介患者に対する医療提供の基本的考え方

- (1) 地域医療支援病院の主な機能として位置づけられている「紹介患者に対する医療提供」については，以下のような事項を管理者の責務として省令において規定することとしている。
 - ① 原則として他の病院又は診療所から紹介された患者に対して医療を提供すること。
 - ② 必要な医療を提供した患者に対し，その症状に応じて当該紹介を行った医療機関等適切な医療機関を紹介し，その後の医療を確保すること。
- (2) 紹介率等の設定についての考え方

「原則として他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供すること」については，その適正な運用を確保するため，通知において次のいずれかに該当するように，紹介率等の基準が設定されている。

 - ア 紹介率 80%以上
 - イ 紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上
 - ウ 紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上

地域医療支援病院，特定機能病院及び一般病院の比較

項 目	地域医療支援病院	特 定 機 能 病 院	一 般 病 院
主な機能	紹介患者に対する医療の提供 病床や高額医療機器等の共同利用 24 時間救急医療の提供 地域の医療従事者に対する研修	高度医療（心臓手術、臓器移植等）の提供 高度医療技術の開発・評価 高度医療の研修	
診療科	規定なし	内科，外科，歯科等の基本的診療のうち 10 科以上を有する	
病床数	原則 2 0 0 床	4 0 0 床	2 0 床以上
患者紹介制	紹介患者の割合 ①原則紹介率 80%以上 ただし，紹介率 60～80%であっても，2 年間で紹介率を 80%までに高める年次計画を作成し，その達成が見込まれる病院については個別に承認 ②紹介率 65%以上，かつ，逆紹介率 40%以上 ③紹介率 50%以上，かつ，逆紹介率 70%以上 必要な医療を提供した患者に対し，その病状に応じて当該紹介を行った医療機関等適切な医療機関を紹介し，その後の医療を確保	紹介患者の割合 紹介率が 30%を下回る場合は，年次計画を立て，概ね 5 年間で 10%紹介率を高める	
記録の整備及び開示	診療に関する諸記録，病院の管理及び運営に関する諸記録の整備 患者紹介を行おうとする医師，地方公共団体等に対する情報提供	診療に関する諸記録，病院の管理及び運営に関する諸記録の整備 患者紹介を行おうとする医師，地方公共団体等に対する情報提供	
施設設備	一般病院の施設設備に加え，集中治療室，救急用自動車，医薬品情報管理室，科学、細菌等の検査施設，病理解剖室等	一般病院の施設設備に加え，集中治療室，医薬品情報管理室，科学、細菌等の検査施設，病理解剖室，無菌病室等	手術室，臨床検査施設，診察室，処置室等